

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

益城町は、政令指定都市熊本市の東部に位置し、都市近郊の町でありながら広大な農地が広がり、益城熊本空港 I C、小池高山 I C、阿蘇くまもと空港と企業立地に必要なインフラが整備されている。平成 28 年の熊本地震により、34,500 人程の人口が地震を機に 1,500 人程減少したものの、震災復興事業に積極的に取り組んだ結果、現在 34,175 人（令和 7 年 3 月時点）と地震前の水準に回復傾向にある。同時に、少子高齢化も進行している状態にある。

令和 2 年度国勢調査によると 3 次産業の比率が 7 割を占めており、その中でも卸売小売業の比率が高い。また 2 次産業は 2 割を占めており、建設業・製造業の比率が高い。

本町はこれまで、高速道路 I C、空港と水資源も豊富などの優れた立地条件を生かし、産業団地への輸送業・製造業を中心とした企業や、県外からの I T 系企業の誘致のほか、町独自の産業団地整備事業等に積極的に取り組んでいる。一方、人手不足で町内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに、後継者不足の課題にも直面している。町内産業を取り巻く経営環境は非常に厳しく、この現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本町では、商業、工業、農林業分野での総合的な発展を目指しており、町外からの中小事業者の進出も視野に入れている。引き続き中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、本町における喫緊の課題である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、本町は県内でも設備投資が活発な自治体の一つとなり、更なる地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、卸売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項

に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、その設置が本町の雇用の創出、地域経済の発展に直接繋がらないため、認定の対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、市街化区域、市街化調整区域と町全体に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は町全域とする。

(2) 対象業種・事業

業種については、農林水産業、製造業、卸売業、サービス業と、多種多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらすべての業種で、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネ推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は2年間（令和7年7月31日～令和9年7月30日）とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ リースまたは販売を目的とした商品については、設備等とは認められないため、認定の対象としない。